

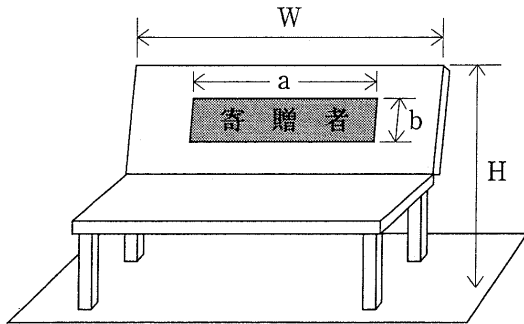
別表1（適用除外の基準）の解説

II-1 適用除外の基準

適用除外となる広告物等は条例第10条各項に示されている。以下に施行規則で定める基準を解説する。なお、解説されたこれらは許可を受けなくても表示・設置が可能となる。

1 公益上必要な物件等に寄贈者名等を表示するもの（別表1 1の解説）

[条例第10条第1項第4号の基準]



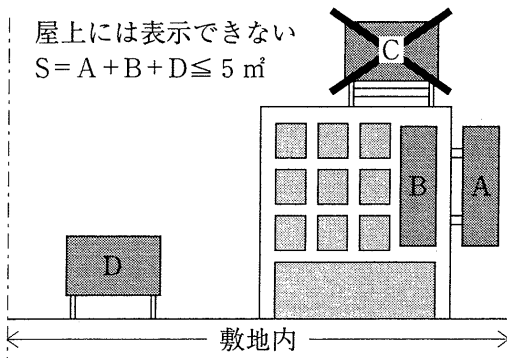
- ① 対象地域等；禁止地域，禁止物件，許可地域，広告物活用地区及び景観保全型広告整備地区における適用除外
- ② 広告物の個数；1個
- ③ 表示面積 $a \times b \leq W \times H \times 1/20$ ，かつ， 0.5m^2
- ④ 色彩；地色は，けばけばしい色を使用していないこと。
- ⑤ 表示方法；当該物件等の効用を妨げないこと。
- ⑥ 規則別表3第1の1共通基準を満たすこと。

(注1) 公益上必要な物件とは，防犯灯及び街路灯，公園等のベンチ，児童の遊戯施設，道路交通法による案内標識等をいう。

2 自家用広告物（別表1 2の解説）

[条例第10条第2項第1号の基準]

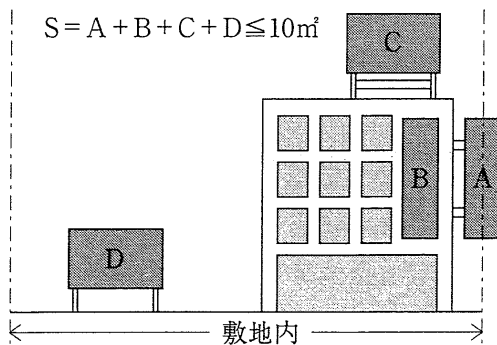
〈禁止地域〉



(1) 禁止地域内の場合

- ① 表示面積 $S = A + B + D \leq 5\text{m}^2$
- ② 屋上は表示禁止
- ③ 敷地内に限る（道路等に突き出しは禁止）。
- ④ 色彩；地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。
表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。
- ⑤ 表示方法；
ネオン管を使用していないこと。
照明は，点滅しないこと。
回転灯を使用していないこと。
- ⑥ 規則別表3第1（1共通基準，2個別基準）を満たすこと。

〈許可地域等〉

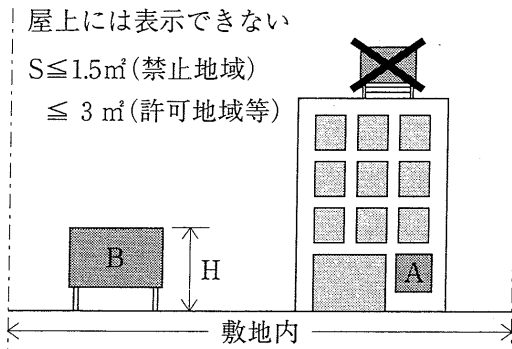


(2) 許可地域，広告物活用地区内の場合

- ① 表示面積 $S = A + B + C + D \leq 10\text{m}^2$
- ② 規則別表3第1（1共通基準，2個別基準）を満たすこと。

3 管理用広告物（別表1 3の解説）

[条例第10条第2項第2号の基準]



① 対象地域等；禁止地域，許可地域，広告物活用地区における適用除外

② 禁止地域 表示面積 $S = A + B \leq 1.5\text{m}^2$

許可地域等 表示面積 $S = A + B \leq 3\text{m}^2$

③ 設置場所；屋上は表示禁止，かつ，敷地内に限る（道路等に突き出しは禁止）。

④ 広告物等の上端の高さ；

禁止地域 $H \leq 3\text{m}$

許可地域等 $H \leq 5\text{m}$

（※壁面広告（A）は高さ制限なし。）

⑤ 禁止地域での色彩；地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。

⑥ 禁止地域での表示方法；ネオン管を使用していないこと。照明は，点滅しないこと。回転灯を使用していないこと。

⑦ 規則別表3第1の1共通基準を満たすこと。

4 講演会，音楽会等のため，会場の敷地内に表示・設置するもの（別表1 4の解説）

[条例第10条第2項第4号の基準]

① 対象地域等；禁止地域，許可地域，広告物活用地区における適用除外

② 表示内容；催物の名称，開催期日等，案内に必要な事項（商品名を除く。）の表示であること。

③ 表示期間；開催される日の5日前から終了日まで

④ 表示方法；のぼり及び旗は，道路の路肩から5メートル以内に設置する場合には，相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし，設置する本数が3本以下の場合には，この限りでない。

（注1）講演会，展覧会，音楽会，博覧会，展示会，競技会，運動会，サーカスなど，一時的に会場を設けて行う行事のために表示するものをいい，営利目的であるか否かは問わない。

（注2）設置場所は，会場の敷地内に限るが，会場が公園，緑地，運動場等の敷地内である場合は，これらの敷地を含む。

5 工事現場の仮囲い等に表示するもの（別表1 5の解説）

[条例第10条第2項第7号の基準]

① 対象地域等；禁止地域，許可地域，広告物活用地区における適用除外

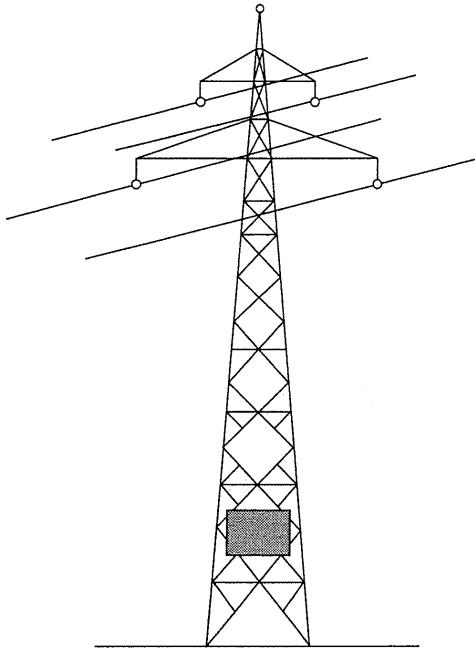
② 表示内容；周囲の景観と調和したものであること。宣伝の用に供されないものであること（工事会社名等の表示は，必要最小限に限る）。

③ 表示期間；工事期間中に限り表示されるものであること。

6 禁止物件での自家用広告物（別表1 6の解説）

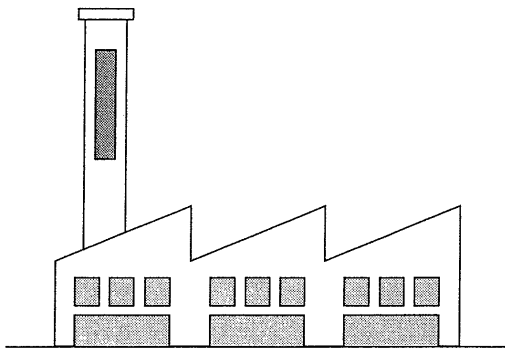
[条例第10条第4項第1号の基準]

a 送電塔，送受信塔及び照明塔



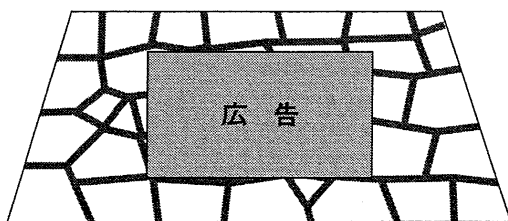
表示面積 $S \leq 5 \text{ m}^2$ （禁止地域）
 $\leq 10 \text{ m}^2$ （許可地域）

b 煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類



表示面積 $S \leq \text{垂直断面積} \times 1/4$
 かつ
 $\leq 5 \text{ m}^2$ （禁止地域）
 $\leq 10 \text{ m}^2$ （許可地域）

c 石垣，よう壁の類



表示面積 $S \leq 1 \text{ 壁面の面積} \times 1/4$
 かつ
 $\leq 10 \text{ m}^2$ （許可地域）
 ※禁止地域は禁止